

電力広域的運営推進機関 平成30年度事業計画（案）

「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として本機関は、平成30年度に、電力システム改革を推進するため関連諸制度に対応した基盤整備に万全を期すとともに、今後の再生可能エネルギーの導入拡大のもとでの安定供給の確保などの電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する社会的要請への的確な対応を目指し、次の業務を行う。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、業務実態の把握に基づいたルールの必要に応じた変更、ルールの理解促進活動を行う。

また、国の審議会において検討された内容を踏まえ、容量市場・需給調整市場などの新たな制度の導入に伴う送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）**（1）供給計画の取りまとめ**

法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を的確に取りまとめ、必要に応じ意見を付して平成31年3月末までに経済産業大臣に送付する。

（2）需要想定に関する業務

会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、想定的前提となる全国経済見通しを策定し、平成30年11月末までに会員に通知し、公表する。また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、平成31年1月末までに会員に通知し、公表する。

上記を遂行するにあたり、今後の制度環境、事業環境の変化を踏まえ、より合理的な需要想定に向けて、検証を強化し、全国経済見通しの策定方法や需要想定手法について適宜見直しを行う。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、供給計画の取りまとめ等の業務との整合を図りつつ、平成30年度の夏季及び冬季の需要期にお

ける電力需給状況について検証等を行う。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

（1）電源入札等の要否に関する検討

有識者による委員会において、供給計画の取りまとめ結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、電力市場の活性化度合い、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程に従って供給力の確保に向けた取組を進める。

（2）容量市場の導入に向けた検討

2020年度の容量市場の円滑な開始に向け、国における検討状況などを踏まえつつ、引き続き詳細制度設計及び運営体制の整備に関する検討を行う。

具体的には、市場運営システムの設計に必要な事項を優先し、有識者の知見も活用のうえ、実効性のある仕組みの実現を図る。

（3）需給調整市場の導入に向けた検討

2020年度の需給調整市場の導入に備えて検討体制を強化し、市場運営等や広域化等に関する技術検討などを進め、需給調整市場の円滑な開始に繋げる。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域系統長期方針

平成28年度に取りまとめた広域系統長期方針については、昨年度に引き続き以下の取組事項の実現に向けて、広域系統整備委員会において検討を行う。

①コネクト&マネージに関する取組

N-1電制、ノンファーム型接続の早期実現に向けて、諸外国の実態などを踏まえ、実現性のある運用管理方式や新規連系要件の詳細設計などに関する検討を行う。

②費用対便益評価を用いた増強判断基準に関する取組

間接オークションやコネクト&マネージの導入を見据え、送配電設備の増強判断に費用対便益評価を適用するため、便益の貨幣価値換算方法や受益者の整理を行い、判断指標を具体化していく。

③効率的なアクセス業務のあり方に関する取組

現状のアクセス業務（接続検討や電源接続案件募集プロセスなど）には内包する課題などの抽出を行うとともに、諸外国の実態や事業者のニーズを踏まえ、その課題解決に向けて、アクセス業務の手順や検討方法、公開情報などについて必要な見直しを行う。

（２）広域系統整備計画

広域系統整備計画に関しては、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系系統の整備に関する検討が必要であると認めたとき、又は国からの検討要請があったときは、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行い、その策定を行う。

なお、将来の連系線等の利用状況については、間接オークションの導入を見据え、広域メリットオーダーシミュレーション等の手法も活用して、各地域間連系線等の混雑状況を確認していく。

また、東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る２つの広域系統整備計画の円滑な推進のため、進捗状況を定期的に確認するとともに、進捗状況に応じてコスト検証等を行う。また、中国九州間連系線に係る計画策定プロセスについて、引き続き広域系統長期方針を踏まえた検討を進める。

（３）系統アクセス業務の実施

系統連系希望者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。

また、系統連系希望者の費用負担低減及び効率的な設備形成を図る電源接続案件募集プロセスについて、対象エリアの送電系統を運用する一般送配電事業者の協力を得つつ、着実に推進する。併せて、発電設備のリプレース時に既存送配電設備の公平な活用を促すリプレース案件系統連系募集プロセスについても、着実に推進する。

これらの業務の遂行に当たっては、系統連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

（４）調整力及び必要予備力のあり方の検討

需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方について、各種の状況変化を踏まえつつ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、引き続き検討を進める。

具体的には、２０２０年度の開設に向けて進行する容量市場・需給調整市場の検討に関連した検討が必要となることや、再生可能エネルギーの増加が調整

力の必要量、必要予備力の水準に影響していく可能性があることなどを踏まえつつ、電源の運用状況などのデータの分析や、調整力の必要量・必要予備力の算定方法、算定ツールの整備などを通じ、調整力及び必要予備力のあり方について検討を行う。

(5) 地域間連系線の管理

下期に予定している間接オークションの開始に向け、広域機関システムの開発を確実に遂行するとともに、会員等に対し適切な説明を行うことで、新制度に円滑に移行する。

移行後は、経過措置計画や承認電源を含む地域間連系線の新たな管理業務を開始する。

また、連系線の運用容量及びマージンについては、運用容量検討会及びマージン検討会等での議論、意見募集の結果等を踏まえ、算出、公表する。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が提出する点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画（作業停止計画）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

調整及び取りまとめに当たっては、関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

また今後、調整の困難化が見込まれる複数の既存事業者間の作業停止調整について、円滑に実現できる調整の仕組みについて検討し、適切に実運用に反映していく。

(7) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、スイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため、引き続き小売電気事業者の改善要望等を随時受け付け、必要に応じてスイッチング支援に関する実務者会議を開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(8) 情報通信技術の活用支援

送電システムを利用する者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との

間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取組を促す。

(9) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、間接オークション導入に伴い必要な公表内容の変更を行うとともに、利用者のニーズを踏まえた公表機能の更なる改善について検討する。

(10) 業務品質の向上

系統解析ツールを利用し、潮流等の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

また、コネクト&マネージの導入等により、費用対便益評価に基づく設備増強基準が必要となるため、広域的な電力系統潮流シミュレーションツールの改良・開発に取り組む。

(11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、プロジェクト計画を策定した上で、開発に着手する。

広域機関システムのうち、ネガワット取引対応、間接オークション導入対応及び新北本連系対応等の改良・開発について着実に工程を進め、予定した時期に遅滞なく開発を完了する。

さらに、システム開発・保守に係る組織体制、業務プロセス、品質管理等を適切に運営する。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

また、各種計画が適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求める。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれが認められる場合は、会員に対して、市場活用も考慮しつつ電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

また、再生可能エネルギーの出力増加などで、一般送配電事業者の供給エリアの下げ調整力が不足し、又は不足するおそれが認められる場合は、優先給電ルールに従った措置としての長周期広域周波数調整も行う。

さらに、一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときには、当該出力抑制が適切であったかどうかを都度、事後検証する。また、前年度の出力抑制が年度を通して公平に行われたかどうかについても検証し、結果を公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

（1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

（2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

（1）報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容に関する報告書を取りまとめ公表する。

（2）調査及び研究

容量メカニズムに係る調査や、広域系統整備委員会及び調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

（3）災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、防災業務計画に基づき、緊急連絡体制及び災害対応態勢の構築、国や関係機関に対する必要な非常時の情報提供等を行うほか、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て災害対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備えて、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い策定した事業継続計画（BCP）について、計画の実効性を高めるための見直しの要否を継続的に検討する。

さらに、本機関が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、それぞれ策定した業務計画に基づき、必要な対応を行う。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

（1）広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び電気供給事業者の利便性向上に資

するため、本機関の業務及び電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、委員会等の議案及び議事概要を原則として公表する。また、ウェブサイト等を活用し、本機関の業務を分かりやすく紹介する。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策を遺漏なく行うほか、第三者による情報セキュリティ監査及び役職員への情報セキュリティ教育を実施する。

(3) バックアップ拠点の維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施する。

(4) 職員の確保・育成

本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に機関採用職員比率を高めるため、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用に向けた活動を進めるとともに、制度等の充実を図る。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、業務遂行に必要な知識付与、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修、自己啓発支援等を実施する。